

カンボジア王国憲法

前文

我々、カンボジア国民は、
ダイヤモンドの如く威信が光り輝き、偉大な文明を持ち、繁栄し、豊かかつ広大な領土を持ち、栄光に満ちた国家の歴史を有し、
この数十年間にわたり、苦悩及び破壊に陥り、没落という非常に残念な経験を持ち、
そのことを反省し、国家の統一を強化し、貴重な領土、主権及びアンコール文明を守り抜き、民主主義、多党制、人権保障、法の遵守及び国家の将来に対する高い責任感をもって「平和な島」を再建し、永続的な繁栄及び豊かさを達成するために、みんなで一致団結して立ち上がる。

上記のように固く決意をして、ここで本憲法を制定する。

第1章 主権

第1条

カンボジアは、国王が憲法に従って戴き、自由民主主義及び多党制の王国である。
カンボジア王国は、独立、主権、平和、永久的に中立かつ非同盟の国家である。

第2条

カンボジア王国の領土保全は、1933年から1953年までの間に作成され、1963年から1969年に国際的に認められた十万分の一の縮尺の地図で規定され、絶対に侵犯してはならない。

第3条

カンボジア王国は、分割のできない国である。

第4条

カンボジア王国の標語は、「国家、宗教、国王」である。

第5条

公用語及び文字は、クメール語及びクメール文字である。

第6条

プノンペン¹は、カンボジア王国の首都である。
国歌、国旗及び国章は、付属¹1、2及び3で規定される。

第2章 国王

第7条

カンボジア国王は、君臨するが、統治しない。
国王は、終身国家元首である。
国王は、不可侵である。

第8条

国王は、国家の統一及び永続の象徴である。
国王は、カンボジア王国の独立、主権及び領土保全の保証人であり、全国民の権利及び自由を保護し、国際条約の保証人である。

¹ 各付属（1～7）については、割愛。

第 9 条

国王は、公権力の誠実な行使を保証するための仲裁者の役割を担う。

第 10 条

カンボジアの君主は、任命制である。

国王は、王位後継者を任命する権限を有しない。

第 11 条（新）²

国王が、上院議長、国民議会議長及び首相によって任命された医師団によって重病で、通常の公務を遂行することは不可能であると診断された場合は、上院議長が摂政の資格で国家元首を代理する。

上院議長が、国王の重病で、上記の規定により摂政の資格で国家元首の任務を遂行できないときは、国民議会議長がその代わりに務める。

上記規定の摂政の資格の国家元首代理は、他の高官が次の順位に従って摂政の資格で国家元首を代理するものとする。

- a. 上院第一副議長
- b. 国民議会第一副議長
- c. 上院第二副議長
- d. 国民議会第二副議長

第 12 条（新）

国王が崩御したとき、上院議長が摂政の資格でカンボジア王国の国家元首を代理する。

上院議長が本条の規定によってその国家元首代理の任務を果たせない場合は、第 11 条（新）第 2 項及び第 3 項の規定に基づいて行う。

第 13 条（新）

国王が崩御した場合は、王位評議会が 7 日以内にカンボジア王国の新国王を選出しなければならない。

王位評議会の構成は、下記のとおりである。

- 上院議長
- 国民議会議長
- 首相

² 訳注：カンボジア憲法は、1993 年 9 月 21 日成立、同月 24 日公布。その後、1994 年 7 月、1999 年 3 月、2001 年 7 月、2005 年 6 月、2006 年 3 月、2008 年 2 月、2014 年 10 月に各改正（2016 年 3 月現在）。上記条文番号に付された「(新)」等の表記については、末尾添付の【訳注別紙】参照。

- 仏教のモハニカイ派及びタマユット派のそれぞれの管長
- 上院の第一及び第二副議長
- 国民議会の第一及び第二副議長

王位評議会の構成及びその機能は、法律の定めによる。

第 14 条

カンボジア国王の選出は、アンドゥオン王家、ノロドム王家、若しくはシソワット王家の血統を有する子孫で、少なくとも 30 歳の王族の一員から行うものとする。

国王は、即位にあたり、付属 4 に規定されたとおりの宣誓を行う。

第 15 条

国王の妻は、カンボジア王国の王妃の地位を有する。

第 16 条

カンボジア王国の王妃は、政治に係る権利はなく、国の指導者又は政府高官の役割を担ったり、行政若しくは政治的な役割を受けたりすることができない。

カンボジア王国の王妃は、社会的、人道的、宗教的利益に奉仕する活動を行い、国王の儀礼的式典又は外交的機能を補佐する。

第 17 条

本憲法第 7 条第 1 項で規定され、「カンボジア国王は、君臨するが、統治しない」という条項は、絶対に改正されることができない。

第 18 条（新）

国王と上院議会及び国民議会との連絡は、書簡によって行うものとする。

本国王書簡は、上院議会又は国民議会で議論をすることができない。

第 19 条（新）

国王は、本憲法第 119 条（新）で規定されている手続に基づいて、首相及び閣僚評議会を任命する。

第 20 条

国王は、月に 2 回、首相及び閣僚評議会の謁見を受け、国政の報告を受ける。

第 21 条

国王は、閣僚評議会の提案により、政府、民間、軍、大使及び特命全権大使の任命、

異動あるいはその任務終了に関する勅令に署名をする。

国王は、最高司法官職評議会の提案により、裁判官の任命、異動又は解任に関する勅令に署名をする。

第 22 条（新）

国家が危機に直面したとき、国王は、首相、国民議会の議長及び上院議会の議長の一一致した意見を受け、国家の非常事態の公的な宣言を国民に発する。

第 23 条

国王は、カンボジア国軍の最高司令官である。国軍の指揮を行うために国軍総司令官が任命される。

第 24 条（新）

国王は、法律に基づいて設置される国防最高評議会の議長を務める。

国王は、国民議会及び上院議会の承認の下に宣戦を布告する。

第 25 条

国王は、カンボジア王国に派遣された外国の大使又は特命全権大使の信任状を受ける。

第 26 条（新）

国王は、国民議会及び上院議会の承認を得て、国際条約及び協定に署名し、批准する。

第 27 条

国王は、部分的又は全面的な恩赦を与える権限を有する。

第 28 条

国王は、憲法の公布に関する王令、国民議会で承認され、上院議会で審議し、採択された法律に署名し、閣僚評議会の提案した勅令に署名する。

国王が病気で外国において治療を行う場合は、国王の委任状で国家元首代理を任命し、上記勅令又は王令の署名を行うものとする。

第 29 条（新）

国王は、国家勲章を制定し、授与する。

国王は、法律に基づき、軍及び民間の階級を授与する。

第 30 条（新）

国王不在の時、上院議長が国家元首代理の任務を遂行する。

上院議長が国家元首代理の任務を遂行できない場合、国家元首の任務は、本憲法第 11 条（新）第 2 及び第 3 項に基づいて行う。

第 3 章 クメール人民の権利及び義務について

第 31 条

カンボジア王国は、国際連合憲章、世界人権宣言、人権、女性及び児童の権利に関する規約や協定で規定している人権を認め、尊重する。

クメール国民は、法の下で平等であり、人種、肌の色、性別、宗教、政治的傾向、出生時の国籍、社会的地位、財力又はその他の状況に関係なく、全員同じ自由を享受し、同じ義務を負う。各自の個人の自由及び権利を行使した場合は、他人の自由及び権利を阻害してはならない。そのような自由及び権利の行使は、法で規定している条件の下で行うものとする。

第 32 条

すべてのクメール国民は、生存する権利、個人的自由及び安全の権利を有する。
死刑制度は、設けない。

第 33 条

クメール国民は、国籍の剥奪又は国外追放をされることはなく、外国との身柄引き渡しに関する相互協定がない限り、その身柄拘束をし、いかなる外国にも引き渡されることがない。

外国居住のクメール国民は、国によって保護される。

クメール国籍取得は、法律によって規定される。

第 34 条（新）

両性のクメール国民は、選挙権を有し、かつ選挙に立候補することができる。

両性のクメール国民で 18 歳以上の者は、選挙権を有する。

両性のクメール国民で 25 歳以上の者は、国民議会議員選挙に立候補することができる。

両性のクメール国民で 40 歳以上の者は、上院議員の選挙に立候補することができる。
選挙権及び立候補権の制限は、選挙法によって規定される。

第 35 条

両性のクメール国民は、政治、経済、社会、文化の活動に積極的に参加をする権利を

有する。

国民からのいかなる提言も国家機関が十分検討をし、解決をしなければならない。

第 36 条

両性のクメール国民は、自分の能力及び社会の需要に合った職業を自由に選択する権利を有する。

両性のクメール国民は、同じ労働に対して同等の給与を受ける権利を有する。

家庭内の仕事は、外での仕事に対する報酬と同等の価値がある。

両性のクメール国民は、法律で定められた社会保障及び社会的恩恵を享受する権利を有する。

両性のクメール国民は、労働組合の設立及びその労働組合に組合員として加入する権利を有する。

労働組合の設立及び運営は、法律によって定められる。

第 37 条

ストライキ及び非暴力なデモを行う権利は、法律の枠内において行われる。

第 38 条

法律は、個人がいかなる身体的な虐待も受けないことを保証する。

法律は、国民の生命、名誉及び尊厳を保護する。

訴追、逮捕、身柄拘束又は拘留は、法規に基づいてのみ行うことができる。

拘留者又は囚人に対する追加的な刑罰を加えるような強制、身体的な虐待、あるいはその他の執行は、禁止される。そのような行為の実行者、参加者、それに共謀者は、法律に基づいて処罰される。

身体的、精神的な強制によって得られた自白は、有罪の証拠として採用できない。

疑わしきは被告人に有利な判断を行う。

いかなる被告人も、裁判所の確定判決がない限り無罪であるとみなす。

すべての国民は、裁判上の弁護権を有する。

第 39 条

クメール国民は、国家組織、社会組織及びこれらの組織の職員による不法行為に対して、告発、異議申立て又は損害賠償請求を行う権利を有する。異議申立て及び損害賠償請求の解決の管轄は、裁判所である。

第 40 条

国民の合法的な遠方あるいは近隣への自由な移動及び居住については、尊重される。

クメール国民は、外国で居住することもでき、また帰国することもできる。
住居のプライバシー及び郵便、電報、ファックス、通信、電話の秘密は、保護される。
家屋、物及び身体に対する搜索は、法律に基づいて行わなければならない。

第 41 条

クメール国民は、表現、報道出版及び集会の自由を有する。何人もこの権利を他人の名誉や社会の公序良俗及び社会の治安に影響を及ぼすような行使をしてはならない。マスコミ制度は、法律によって定められる。

第 42 条

クメール国民は、協会及び政党を設立する権利を有する。これらの権利は、法律によって定められる。

クメール国民は、全員が一般大衆の組織に参加し、お互いに助け合い、国の業績や社会秩序を保護することができる。

第 43 条

両性のクメール国民は、信仰の自由の権利を有する。

信仰及び崇拜の自由は、他の信仰や宗教、公共の秩序又は公共の治安を犯さない限り、国家によって保障される。

仏教は、国の宗教である。

第 44 条

すべての者は、個人であれ、集団であれ、所有権を有する。カンボジア国籍の自然人及び法人のみが土地に対する所有権を有することができる。

正当な私的所有権は、法律の下で保護される。

何人からの所有権の没収は、法律に規定された公共の利益の必要性のある場合のみ行うことができ、その場合において、公平で公正な補償を行わなければならない。

第 45 条

女性に対するあらゆる形での差別は、廃止される。

女性の職務上の搾取は、禁止される。

あらゆる分野において、特に結婚及び家族問題において、男女は、平等である。

結婚は、同意の原則及び法律によって定められた条件の下で行うものであり、一夫一婦制である。

第 46 条

人身売買、女性の尊厳に係る売春の商売及び卑猥行為は、禁止される。

女性に妊娠を理由に仕事を辞めさせることを禁止する。女性は、出産時に給与の支給を受け、かつ年功あるいはその他の社会的利益を失うことなく産休を取る権利を有する。

国家及び社会は、女性、特に支援の乏しい農村部の女性に対して雇用の機会を作り、女性が仕事をすることによって医療のサービスを受けたり、子供に教育を受けさせたり、相応の生活ができるようにしなければならない。

第 47 条

親は、子供が善良な市民になるように養育をする義務がある。子供は、カンボジアの習慣に従って老いていく親の面倒を見なければならない。

第 48 条

国家は、児童の権利条約で規定された子供の人権、特に生存権、教育を受ける権利、戦時に保護を受ける権利、それに経済及び性的搾取から保護される権利を守らなければならない。

国家は、教育や勉学又は健康や福祉を害する行為から子供を保護しなければならない。

第 49 条

すべてのクメール国民は、憲法及び法を遵守しなければならない。

すべてのクメール国民は、国家の建設及び祖国の防衛に参画する義務がある。

祖国の防衛義務は、法律の定めに従って行う。

第 50 条

両性のクメール国民は、国家主権の原則及び多党制自由民主主義を尊重しなければならない。

両性のクメール国民は、公共財産及び正当な私的所有権を尊重しなければならない。

第 4 章 政治制度について

第 51 条 (新)

カンボジア王国は、多党制自由民主主義制度の下で政治を行う。

クメール国民は、祖国の将来の主体である。

すべての権力は、国民に属する。国民は、自分の権利を国民議会、上院議会、政府及び裁判所を通じて行使する。

立法、行政及び司法の権限は、分立とする。

第 52 条

王国政府は、カンボジア王国の独立、主権、領土を守り、国家の統一のための和解政策を実行し、カンボジアの良き伝統習慣を維持していく決意である。カンボジア政府は、法律を保護し、公共の秩序及び治安を守る。国家は、国民の生活及び福祉を優先的に注視する。

第 53 条

カンボジア王国は、永世中立と非同盟政策を取る。カンボジア王国は、近隣諸国と世界のその他の諸国と共存共栄をする。

カンボジア王国は、絶対に他の国を侵略し、また直接若しくは間接的に、いかなる形でも他国の内政に干渉をせず、平和的な問題を解決し、お互いの利益を尊重する。

カンボジア王国は、独立に違反するようなあらゆる軍事同盟若しくは軍事的協定を結ばない。

カンボジア王国は、国際連合の要請の枠組みを除き、外国に自国の領土を軍事基地として提供せず、自国軍を外国の軍事基地に駐在させない。

カンボジア王国は、自国の防衛及び治安秩序の維持を目的とする外国からの軍事装備、武器、弾薬、軍事訓練の援助の権利を維持する。

第 54 条

核兵器、化学兵器、又は生物兵器の製造、使用及び保管は、絶対に禁止する。

第 55 条

カンボジア王国の独立、主権、領土保全、中立及び国家統合に反する条約や協定は、すべて無効である。

第 5 章 経済について

第 56 条

カンボジア王国は、市場経済制度を採用する。

この経済制度の準備及び運営は、法律により定められる。

第 57 条

税の徴収は、法律に基づいて行うものとする。国家予算は、法律によって定められる。

通貨及び金融制度の管理は、法律により定められる。

第 58 条

国家財産とは、土地、地下、山、海、海底、海岸、領空、島、河川、森林、天然資源、経済文化施設、国防施設、国家財産であると定められたその他の施設などである。

国家財産の管理、使用及び処分は、法律により定められる。

第 59 条

国は、環境を保護し、豊富な天然資源のバランスを維持し、さらに明確な計画をもって土地、水、空気、風、地質、生態系、鉱物、エネルギー、石油及びガス、岩石及び砂、森林及びその副産物、野生生物、魚及び水産資源などを管理しなければならない。

第 60 条

国民は、自由に自分が生産する物を販売する権利を有する。国に対する生産物の強制的な売却や、国が民間の私有財産を一時的であれ、強制的に使用することは、特別に法律に基づくもの以外は認められない。

第 61 条

国は、あらゆる分野において、特に農業、手工芸、工業を促進し、遠隔地から振興し、水、電気、道路及び輸送手段、先進技術及び融資制度に係る政策について留意する。

第 62 条

国は、生産方法の解決を支援したり、農民や手工芸者の生産物の価格を守ったり、市場開拓を支援する。

第 63 条

国家は、国民のよりよい生活水準を支援するために市場を管理する。

第 64 条

国家は、消費者の健康や生命に被害を与えるような麻薬の輸入、製造、売買、模倣品、賞味期限切れの商品の輸入、売買を禁止し、それを行った者に対して厳罰に処する。

第 6 章 教育、文化、社会関係について

第 65 条

国家は、国民のあらゆるレベルにおいて質の高い教育を受ける権利を保護し、かつ推進するとともに、質の高い教育が全国民に届くように必要な措置を一步一步取らなければならない。

国家は、すべてのクメール国民の福祉である身体及び体育について重んじなければな

らない。

第 66 条

国家は、全国民が十分及び平等の機会を持って生計を立てられるために、教育の自由及び平等の原則を保証するような総合的かつ全国的に統一的な教育制度を確立しなければならない。

第 67 条

国家は、教育のカリキュラム及び科学技術及び外国語を含む現代的な教育の原則に従って実施しなければならない。

国家は、あらゆるレベルの公立及び私立の教育施設及びクラスを管理する。

第 68 条

国家は、公立学校において全国民に対して初等及び中等教育を無料で提供する。

国民は、少なくとも 9 年間の教育を受けなければならない。

国家は、パーリ語の普及及び仏教教育の振興を支援する。

第 69 条

国家は、国民文化を保存し、かつ拡大していく義務がある。

国家は、クメール語を必要に応じて保護し、かつ拡大していかなければならない。

国家は、古代遺跡及び古代遺産を保存し、歴史的場所を修復する義務がある。

第 70 条

文化・芸術遺産を傷つけるいかなる犯罪行為も、厳罰に処する。

第 71 条

国家遺産及び世界遺産の周辺は、軍事活動が行われない中立地帯とする。

第 72 条

国民の健康は、保証される。国家は、病気の予防及び医療に十分考慮しなければならない。貧しい国民は、公立の病院、診療所及び産院において無料の診療を受けられる。

国家は、診療所及び産院を農村部に設置する。

第 73 条

国家は、母子を十分考慮しなければならない。国家は、保育園を整備し、子供が多く、支援者のいない女性を支援しなければならない。

第 74 条

国家は、障害者及び国家のために生命を捧げた兵士の遺族を支援しなければならない。

第 75 条

国家は、労働者及び被雇用者のための社会保障制度を整備する。

第 7 章 国民議会

第 76 条

国民議会は、少なくとも 120 名の議員で構成される。

議員は、自由・平等で、直接の秘密投票による総選挙で選ばれる。

議員は、再立候補をすることができる。

選挙に立候補できるのは、25 歳以上の両性のクメール国民であり、投票権を持ち、かつ出生時からクメール国籍を有している者である。

選挙準備委員会、手続及び選挙の実施については、選挙法により定められる。

第 77 条

国民議会議員は、その選挙区のみならずクメール国民全体を代表する。

いかなる緊急の権限委任も、無効とする。

第 78 条

国民議会の任期は 5 年とし、新しい国民議会が招集される日に終了する。国民議会は、12 か月の期間内において王国政府が 2 度の不信任をされない限り、その任期終了前に解散されることはない。

この場合、首相の提案及び国民議会議長の承認を経て、国王は国民議会を解散する。

新しい国民議会の選挙は、解散の日より 60 日以内に行われる。

本期間中、王国政府は、日常の業務のみを行うことができる。

戦時あるいは選挙を実施できないようなその他の特別な状況下において、国民議会は、国王の要請により、その任期を 1 回につき 1 年延長することができる。

任期延長は、国民議会の議員総数の 3 分の 2 以上の賛成投票を必要とする。

第 79 条

国民議会の議員は、いかなる活動的な公職及び本憲法に規定しているその他の機関の職員を兼務することはできない。ただし、王国政府の閣僚評議会内の職務については、この限りではない。

この場合において、上記国民議会議員は、一般の国民議会議員の地位を有するが、常任委員会や他の委員会のポストに就くことはできない。

第 80 条

議員は、国会議員の免責特権を享受する。

国民議会議員は、その任務遂行中に表明した意見を理由に訴追、拘留あるいは逮捕されることはない。

国民議会議員に対する如何なる告訴、逮捕あるいは拘留も、現行犯を除き、会期と会期の間に国民議会あるいは国民議会の常任委員会の承認によってのみ行うことができる。この最後の場合は、所管官庁は、直ちに国民議会若しくは常任委員会に報告し、決定を求めなければならない。

常任委員会が行った決定は、国民議会の次回の会期に提出し、議員総数の3分の2以上の賛成投票による決定を求めなければならない。

上記のいずれの場合においても、議員の拘留あるいは訴追は、国民議会議員の4分の3以上の反対の意見により、中止される。

第 81 条

国民議会は、運営のための独立した予算を有する。

議員は、報酬を受けなければならない。

第 82 条（新）

国民議会は、選挙後60日以内に、国王の招集により、第一回目の会期を開かなければならない。

仕事始めに、国民議会は、各議員に対する委任の有効性を宣言し、議長、副議長及び各委員会委員を絶対多数決の投票により選出するためにそれぞれ別々の投票を行わなければならない。

国民議会は、内部規則を絶対多数決で決定をしなければならない。

全国国民議会議員は、就任前に本憲法の付属5の内容に従って宣誓をしなければならない。

第 83 条

国民議会は、通常国会を年に2回開催する。

各会期は、最低でも3か月とする。国王、あるいは首相もしくは国民議会議員の少なくとも3分の1から提案があれば、国民議会常任委員会は、国民議会特別会期を召集しなければならない。

この場合において、特別会期の明確な議題及びその開催時期を国民に周知しなければ

ならない。

第 84 条

国民議会の会期から会期までの間は、国民議会の常任委員会が任務を遂行する。

国民議会の常任委員会は、国民議会議長、副議長及び国民議会の各委員会の委員長で構成される。

第 85 条

国民議会の会期は、必要な状況により、召集状に異なる記載がない限り、カンボジア王国首都の国民議会の会堂において開催される。

上記以外の場合、また召集状に明記された場所及び期日以外に開催された国民議会のいかなる会議も違法とし、無効とする。

第 86 条

国家が非常事態にある場合、国民議会は、毎日会議を開催しなければならない。国民議会は、状況が許す場合において、いつでもこの非常事態を終了させる権利を有する。

外国軍の占領のような状況等により、国民議会が会議を開催できない場合は、非常事態宣言は自動的に延長される。

非常事態の期間中、国民議会は解散されない。

第 87 条

国民議会議長は、国民議会会期の議長を務め、国民議会が採択した法案及び決定した事項を受領し、内部規則を履行するとともに、議会と外国との関係業務を処理する。

議長が病気によりその任務を遂行できない場合、あるいは国家元首代理若しくは摂政としての任務を遂行し、議長としての任務を遂行できない場合、又は海外任務にある場合には、副議長の一人がその代理をする。

議長あるいは副議長が辞任もしくは死亡した場合、国民議会は、新しい議長あるいは副議長を選出しなければならない。

第 88 条（新、その 2）

国民議会の議会は、公開で行われる。

国民議会の会議は、議長あるいは 10 分の 1 以上の議員、あるいは国王若しくは首相の要請により、非公開で行うことができる。

国民議会の会議は、下記の条件の下で開催した場合のみ有効である。

- a. 3 分の 2 以上の賛成を要する議決については、全議員数の 3 分の 2 が定足数である。
- b. 絶対多数の賛成を要する議決については、全議員数の 2 分の 1 が定足数である。

第 89 条

国民議会は、議員の少なくとも 10 分の 1 の要請により、重要な特別の問題について、高官を招致し、答弁してもらうことができる。

第90条（新，その2）

国民議会は、立法権を持つ機関であり、憲法及び施行された法律に定められた任務を遂行する機関である。

この権限は、他のいかなる機関あるいは個人に移譲できない。

国民議会は、国の予算、国家計画、借款、融資、各種資金契約及び税の創設、改正及び廃止の承認を行う。

国民議会は、行政の会計の承認を行う。

国民議会は、一般的な大赦に関する法律の採択を行う。

国民議会は、国際条約及び協定の採択、又は取消を行う。

国民議会は、戦争宣言に関する法律の採択を行う。

上記条項の採択は、国民議会全体の全議員の絶対多数決により行う。

国民議会は、国民議会全体の全議員の 3 分の 2 以上の賛成投票により、王国政府の信任を行う。

第 91 条（新，その2）

上院議員、国民議会議員及び首相は、立法を発案する権利を有する。

議員は、法律の改正を提案する権利を有するが、その改正は、公共の所得を減少させ、あるいは国民の負担を増加させることを目的とするものであれば、受理することはできない。

第 92 条

国民議会が採択した法律で、国の独立、主権及び領土保全の保護の原則に反し、政治的団結あるいは国の行政に影響を及ぼすようなものは、無効とする。憲法評議会がこの無効を決定する唯一の機関である。

第 93 条（新）

国民議会が承認し、上院で完全に審議された法律で国王が公布するために署名したものは、プノンペンにおいて、署名の 10 日後、また全国において署名の 20 日後に効力を発する。しかし、緊急と明記された法律は、公布直後に全国で直ちに効力を発する。

国王が公布するために署名した法律は、官報に掲載し、全国に上記の日程に間に合うように公示しなければならない。

第 94 条

国民議会は、必要な種々の委員会を設置する。国民議会の構成及び運営は、国民議会の内部規則によって定める。

第 95 条

国民議会議員が任期満了の 6 か月以前に死亡、辞任あるいは解任された場合は、国民議会の内部規則及び選挙法に従って補充者を任命しなければならない。

第 96 条

国民議会議員は、王国政府に対して質問をする権利を有する。質問は、文書で国民議会議長を通じて出さなければならない。

回答は、その問題に対する責任によって 1 人又は複数人の大臣が回答を行う。もしその問題が王国政府の全般的政策に関する場合には、首相自身が回答をしなければならない。

大臣あるいは首相による回答は、口頭もしくは文書によって行うことができる。

上記の回答は、質問を受理した日から 7 日以内に行わなければならない。

口頭による回答の場合、国民議会議長が討論を行うか否かを決定することができる。

討論が行われない場合、大臣あるいは首相の回答は、最終的なものであると見なされる。

討論が行われる場合、質問者、その他の議員、大臣あるいは首相は、一会期を超えない時間の枠内において、意見を交換することができる。

国民議会は、質疑応答のために、週 1 日を確保する。いずれの場合であっても、この目的のために決められた会議において、いかなる投票も行うことはできない。

第 97 条

国民議会のどの委員会も、自分の責任分野に係る特定の問題に対する答弁をしてもらうために、その大臣を呼び出すことができる。

第 98 条（新）

国民議会は、国民議会全体の 3 分の 2 の多数決による非難動議の採択により、王国政府の閣僚若しくは内閣全体を解任することができる。

王国政府に対する非難動議は、国民議会の 30 名以上の議員によって提案されなければ、国民議会で討議をすることはできない。

第 8 章（新） 上院

第99条（新）

上院は、立法権を持つ機関であり、憲法及び施行された法律に定められた任務を遂行する機関である。

上院は、国民議会議員総数の半分を超えない人数の議員で構成される。

上院議員は、一部が任命され、もう一部は間接選挙によって選出される。

上院議員は、再任命され、若しくは再選出されることができる。上院議員に立候補できるのは40歳以上の両性のクメール国民であり、投票権を持ち、かつ出生時からクメール国籍を有している者である。

第100条（新）

2名の上院議員は、国王によって任命される。

2名の上院議員は、国民議会の比較多数決の投票によって選出される。

残りの上院議員は、間接選挙によって選出される。

第101条（新）

上院議員の任命及び選出並びに選挙人の決定、選挙民（選挙母体）、それに選挙区の決定は、法律により定められる。

第102条（新）

上院議員の任期は、6年であり、かつこの任期は、新しい上院議員が任務に就くことによって切れる。

戦時あるいは選挙を実施できないようなその他の特別な状況下において、上院が国王の要請により、その任期を1回につき1年延長することができる。

任期延長は、上院の議員総数の3分の2以上の賛成投票を必要とする。

上記に述べた状況下において、上院議会を毎日開催しなければならない。上院は状況が許す場合において、いつでも上記の非常事態を終了させる権利を有する。

外国軍の占領のような状況等により、上院議会が開催できない場合は、非常事態宣言は自動的に延長される。

第103条（新）

上院議員は、国民議会議員、活動的な公職及び本憲法に規定しているその他の機関の職員を兼務することはできない。

第104条（新）

上院議員は、議員の免責特権を享受する。

国民議会議員は、その任務遂行中に表明した意見を理由に訴追、拘留あるいは逮捕さ

れることはない。上院議員に対するいかなる告訴、逮捕あるいは拘留も、現行犯を除き、会期と会期の間に上院議会あるいは上院常任委員会の承認によってのみ行うことができる。現行犯の場合は、所管官庁は直ちに上院、若しくは上院の常任委員会に報告し、決定を求めなければならない。

上院の常任委員会が行った決定は、上院の次回の会期に提出し、上院議員総数の3分の2以上の賛成投票による決定を求めなければならない。

上記のいずれの場合においても、上院議員の拘留あるいは訴追は、全上院議員の4分の3以上の反対意見により、中止される。

第105条（新）

上院は、運営のための独立した予算を有する。

上院議員は、報酬を受け取らなければならない。

第106条（新、その1）

上院は、選挙後60日以内に、国王の召集により、第一回目の会期を開かなければならない。

仕事始めに、上院は、各議員に対する委任の有効性を宣言し、議長、副議長及び各委員会の委員を絶対多数決の投票により選出するために、それぞれ別々の投票を行わなければならない。

全上院議員は、就任前に本憲法の付属7の内容に従って宣誓をしなければならない。

第107条（新）

上院は、通常国会を年に2回開催する。

各会期は、最低でも3か月とする。国王あるいは首相若しくは上院の少なくとも3分の1から提案があれば、上院常任委員会は、上院特別会期を召集しなければならない。

第108条（新）

上院の会期と会期の間、上院の常任委員会が任務を遂行する。

上院の常任委員会は、上院議長、副議長及び上院の各委員会の委員長で構成される。

第109条（新）

上院の会期は、必要な状況により、召集状に異なる記載がない限り、カンボジア王国の首都の上院議会の会堂において開催される。

上記以外の場合、また召集状に明記された場所及び期日以外に開催された上院議会の会議も違法とし、無効とする。

第 110 条（新）

上院議長は、上院議会の会期の議長を務め、上院が採択した法案及び決定した事項を受理し、内部規則を履行するとともに、上院と外国との関係業務を処理する。

上院議長が病気によりその任務を遂行できない場合、あるいは国家元首代理または摂政としての任務を遂行し、議長としての任務を遂行できない場合、又は海外任務にある場合には、副議長の一人がその代理をする。

議長又は副議長が辞任若しくは死亡した場合、上院が新しい議長あるいは副議長を選出しなければならない。

第 111 条（新，その 2）

上院の議会は、公開で行われる。

上院の議会は、上院議長あるいは 10 分の 1 以上の上院議員、あるいは国王若しくは首相、又は国民議会議長の要請により、非公開で行うことができる。

上院議会の会議は、下記の条件の下で開催した場合のみ有効である。

- a. 3 分の 2 以上の賛成を要する議決については、全上院議員数の 3 分の 2 が定足数である。
- b. 比較多数若しくは絶対多数の賛成を要する議決については、全上院議員数の 2 分の 1 が定足数である。

憲法で規定された国民議会で採択及び承認するのに必要な投票数は、上院にも適用する。

第 112 条（新）

上院は、国民議会と政府との間の業務を調整する役割を持っている。

第 113 条（新）

上院は、国民議会が最初に承認した法案あるいは立法した法案、又は国民議会から提出された事項について 1 か月以内に審議しなければならない。緊急を要する場合は、本期間は 5 日に短縮される。

上院が上記の期限内に承認あるいは意見を出さない場合は、国民議会が採択した法律は公布される。

上院が法案及び提案された法律に修正を加える場合は、国民議会は、直ちに修正された法案又は提案された法律を再考しなければならない。国民議会は、上院が修正を求めている条文あるいは事項についてのみ審議し、その修正を全部拒絶するか、部分採択するかを決定しなければならない。

上院と国民議会との間で行う法案あるいは提案された法律の交互の審議は、1 か月以内に行わなければならない。この期間は、国家予算あるいは金融の審議の場合は 10 日

に短縮され、また緊急の場合は2日に短縮される。

国民議会が上記期間を超過して審議した場合、又は延長した場合は、原則として両院での審議期間が等しくなるように延長される。

上院が法案あるいは提案された法律を拒否した場合は、国民議会は、この法案あるいは提案された法律を1か月の期間以前に再度見直すことができない。この期間は、国家予算及び金融の場合は15日に短縮され、また緊急の場合は4日に短縮される。

国民議会は、法案あるいは提案された法律を再度審議した場合は、絶対多数決の公開投票により採択をしなければならない。

上記方法により採択された法案あるいは提案された法律は、公布される。

第114条（新、その1）

上院は、必要な種々の委員会を設置する。上院の構成及び運営は、上院の内部規則によって定める。これら内部規則は、全上院議員の3分の2の絶対多数決の投票により、承認される。

第115条（新）

上院議員が任期満了の6か月以前に死亡、辞任あるいは解任された場合は、上院の内部規則及び任命に関する法律と上院議員の選出に関する法律に従って補充者を任命若しくは選出しなければならない。

第9章（新） 国民議会及び上院の合同会議

第116条（新）

必要であれば、国民議会及び上院は、国家の重要な問題を解決するために両院合同会議を開催することができる。

第117条（新）

第116条（新）で規定している国家の重要な問題及び両院合同会議の準備及び実施方法は、法律により定められる。

第10章（新） 王国政府について

第118条（新）（旧第99条）

閣僚評議会は、カンボジア王国の政府である。

閣僚評議会は、1人の首相によって統率され、副首相によって補佐し、上級大臣、国務大臣及び次官は、委員である。

第 119 条（新）（旧第 100 条）

国民議会の両副議長の同意を得て、国民議会の議長の推薦に基づき、国王が、王国政府を組閣するために、与党の中から首班を任命する。任命された高官は、同僚である議員又は政治政党を代表している国民議会議員で構成されている内閣を率いて、国民議会の信任投票を得なければならない。国民議会の信任投票を得た後、国王は、閣僚評議会全体を任命する勅令を發布する。

閣僚評議会は、就任の前に付属 6 の内容に従って宣誓を行わなければならない。

第 120 条（新）（旧第 101 条）

王国政府の閣僚は、商業あるいは工業に係る職業活動及び公的職務を兼任することはできない。

第 121 条（新）（旧第 102 条）

王国政府の閣僚は、王国政府の全般的な政治について国民議会に対して、集団的に責任を負わなければならない。

王国政府の閣僚は、それぞれ実施した政策について首相及び国民議会に対して、個々に責任を負わなければならない。

第 122 条（新）（旧第 103 条）

王国政府の閣僚は、何人の文書若しくは口頭による指示を根拠に自分の責任を逃れることはできない。

第 123 条（新）（旧第 104 条）

閣僚は、毎週全体の閣議あるいは調査検討閣議を主宰しなければならない。

首相は、全体閣議の議長を務めなければならない。首相は、調査検討閣議の議長を副首相に委任することができる。すべての閣議の議事録は、国王に送付をしなければならない。

第 124 条（新）（旧第 105 条）

首相は、その権限の一部を副首相若しくは王国政府のどの閣僚にも移譲することができる。

第 125 条（新）（旧第 106 条）

首相のポストが確定的に空席になった場合は、本憲法の規定に従って新しい閣僚を任命しなければならない。もしその空席が一時的なものであれば、首相代行を暫定的に任

命しなければならない。

第 126 条（新）（旧第 107 条）

王国政府の各閣僚は、その任務遂行において犯したいかなる重犯罪あるいは中犯罪に対しても処罰される。

そのような場合及び任務遂行中に重大な法律違反を犯した場合は、国民議会は、管轄権を有する裁判所に告発することを決定することができる。

この決定に当たって、国民議会は、絶対多数決の秘密投票によって行わなければならない。

第 127 条（新）（旧第 108 条）

閣僚評議会の機構及び運営は、特別法によって定める。

第 11 章（新） 司法について

第 128 条（新）（旧第 109 条）

司法権は、独立した権力である。

司法権は、公平を保障するとともに国民の権利及び自由を保護する。

司法権は、行政訴訟を含めて全ての訴訟の管轄を有する。

当該司法権は、最高裁判所及び全ての分野、それに全ての審級の裁判所に与える。

第 129 条（新）（旧第 110 条）

裁判は、法律の手續及び施行されている法律に従い、クメール国民の名において行われなければならない。

裁判官のみが判決を下す権利を有する。裁判官は、誠心誠意を持って法律を厳格に遵守して任務を遂行しなければならない。

第 130 条（新）（旧第 111 条）

いかなる立法機関又は行政機関も、司法権を持つことができない。

第 131 条（新）（旧第 112 条）

検察機関のみが犯罪を告訴する権利を有する。

第 132 条（新）（旧第 113 条）

国王は、司法権の独立性の保証人である。高等司法官職評議会は、この問題で国王を補佐する。

第 133 条（新）（旧第 114 条）

裁判官は、罷免されることはない。しかし、高等司法官職評議会は、職務違反した裁判官の懲戒を行う。

第 134 条（新）（旧第 115 条）

高等司法官職評議会は、法律により定められた構成及び任務に従って設立される。

国王が高等司法官職評議会の議長を務める。国王は、高等司法官職評議会の議長代理 1 人を任命することができる。

高等司法官職評議会は、全裁判所の裁判官及び検察庁の検事の任命についての提案を国王に行う。

高等司法官職評議会が裁判官又は検事に対する懲戒処分を決定するとき、それぞれ最高裁判所長官又は最高検事総長が主宰する決定会議で行わなければならない。

第 135 条（新）（旧第 116 条）

裁判官及び検事の身分に関する法律及び司法機関の構成は、別個の法律により定める。

第 12 章（新） 憲法評議会について

第 136 条（新）

憲法評議会は、憲法の順守を擁護し、国民議会在が採択し、かつ上院が完全に審議した憲法及び法律を解釈する役割を有する。

憲法評議会は、国民議会議員の選挙及び上院議員の選出に関する争いを審理し、決定する権利を有する。

第 137 条（新）（旧第 118 条）

憲法評議会は、9 人の委員によって構成し、その任期は 9 年である。憲法評議会の委員の 3 分の 1 は 3 年ごとに交代する。3 人は国王が、3 人は国民議会在が、また残りの 3 人は高等司法官職評議会在がそれぞれ任命する。

憲法評議会議長は、憲法評議会委員により選出される。投票の賛否が等しい場合は、議長の意見によって決定する。

第 138 条（新）（旧第 119 条）

憲法評議会委員は、法律、行政、外交あるいは経済の高等教育を受け、その学位を持ち、かつ相当の仕事の豊富な経験を有する著名人の中から選ばなければならない。

第139条（新）

憲法評議会委員は、上院議員、国民議会議員、王国政府閣僚、現職裁判官、公的機関の職務、政党の党首又は副党首、労働組合の委員長又は副委員長を兼務してはならない。

第140条（新）

国王、首相、国民議会議長、国民議会議員の10分の1、上院議長あるいは上院議員の4分の1は、国民議会が採択した法律を公布の前に、憲法評議会に送って審査をしてもらうことができる。

国民議会の内部規則、上院の内部規則及びその他の機関の構成法は、公布の前に憲法評議会に送り、審査をしてもらわなければならない。憲法評議会は、上記の法律、あるいは国民議会又は上院の上記の内部規則が合憲であるか、違憲であるかを30日以内に判断をしなければならない。

第141条（新）

いかなる法律も公布後、国王、上院議長、国民議会議長、首相、上院議員の4分の1、国民議会議員10分の1、あるいは裁判所がその法律の合憲性の審査を憲法評議会に依頼することができる。

国民は、国民議会議員あるいは国民議会議長、もしくは上院議員あるいは上院議長を通じて、上記の条項に述べられたいかなる法律の違憲性についても訴えることができる。

第142条（新）（旧第123条）

憲法評議会によって憲法違反と判断された条項の規定は、公布あるいは施行されてはならない。

憲法評議会の決定に対して異議申し立てをすることはできない。

第143条（新）（旧第124条）

国王は、憲法を改正する全ての提案に関して、憲法評議会に諮問する。

第144条（新）（旧第125条）

憲法評議会の構成及び運営は、法律により定める。

第13章（新） 行政運営について

第145条（新）（旧第126条）

カンボジア王国の領土は、首都、州、市、郡（Srok）、町（Khan）、コミューン（Khom）、区（Sangkat）に分けられる。

第146条（新）（旧第127条）

州，市，郡，町，コミューン，サンカットの運営は，法律により定める組織構成法に従って行わなければならない。

第14章（新） 国民会議について

第147条（新）（旧第128条）

国民会議は，国民が種々の国益に関する問題を直接知り，問題を提起して国家当局に解決を要請する場である。

両性のクメール国民は，国民会議に参加する権利を有する。

第148条（新）（旧第129条）

国民会議は，首相の召集により年1回，12月初旬に開催される。

同会議は，国王を議長の下に行われる。

第149条（新）（旧第130条）

国民会議は，上院，国民議会，国家当局による配慮を求めて勧告を採択する。

国民会議の組織及び運用は，法律により定められる。

第15章（新） 憲法の効力，修正及び改正について

第150条（新）（旧第131条）

本憲法は，カンボジア王国の最高法である。

法律及び各国家機関の決定は，絶対に憲法に合致しなければならない。

第151条（新）（旧第132条）

憲法の改正若しくは修正の提案は，国王，首相及び国民議会議員総数の4分の1議員の提案による国民議会議長の権限である。

憲法の改正若しくは修正は，憲法改正法で3分の2の多数決投票により，国民議会の承認によって行うものとする。

第152条（新）（旧第133条）

本憲法第86条で規定している国家の非常事態下において，憲法改正若しくは修正は，禁止される。

第153条（新）（旧第134条）

民主主義，自由，多党制及び立憲君主制に影響を及ぼす改正若しくは修正は，禁止される。

第16章（新） 経過規定について

第154条（新）（旧第135条）

本憲法は，採択後，カンボジア国王により直ちに公布し，施行される。

第155条（新）（旧第136条）

本憲法の施行後，制憲議会は，国民議会となる。

国民議会の内部規則は，国民議会による採択後に効力を発する。

国民議会がまだ機能していない場合，制憲議会議長，第一及び第二副議長は，国の情勢の必要性に応じて，王位評議会の任務遂行に参加する。

第156条（新）（旧第137条）

本憲法の施行後，国王は，第13条（新）及び第14条の規定に基づいて選出される。

第157条（新）（旧第138条）

上院の最初の任期は，5年であり，同任期は，新しい上院が就任するときに終了する。

上院は最初の任期において，

- ・ 上院議員の人数は，全員で61名とする。
- ・ 国王は，上院議長，第一及び第二副議長を任命する。
- ・ その他の上院議員については，上院議長及び国民議会議長の提案により，国民議会に議席を有する政党の党员の中から，国王により任命される。
- ・ 上院及び国民議会の両院合同会議は，同両機関の共同議長によって運営される。

第158条（新）（旧第139条）

国有財産，権利，自由及び法律上の個人の財産を保障するカンボジアの法律及び規則は，国益に合致し，本憲法の精神に反するものを除き，新しい法令により変更あるいは廃止されるまで，引き続き効力を有する。

本憲法はプノンペンにおいて，1993年9月21日の制憲議会第2回会議によって承認された。

制憲議会議長 ソン・サーン

【訳注別紙】

憲法改正時における条文番号の付し方は、次の例によっている。

最初の憲法

第 1 章

第 1 条

第 2 条

・

・

第 2 章

第 7 条

第 8 条

・

・

第 3 章

第 13 条

第 14 条

第 15 条

第 4 章

第 16 条

第 17 条

第一回目の改正

第 1 章

第 1 条

第 2 条

・

・

第 2 章

第 7 条

第 8 条 (新)

・

・

第 3 章

第 13 条

第 14 条

第 15 条

第 4 章 (新)

第 16 条 (新)

第 17 条 (新)

第 18 条 (新)

第 5 章 (新) (旧第 4 章)

第 19 章 (新) (旧第 16 条)

第 20 条 (新) (旧第 17 条)

《改正内容》

- ・ 第 8 条を変更
→ (新)
- ・ 第 3 章と第 4 章の間に、新第 4 章を挿入
→ (新)
- ・ 旧第 4 章を新第 5 章に変更
→ (旧第 4 章), (旧第〇条)

第二回目の改正

第 1 章

第 1 条

第 2 条

・

・

第 2 章

第 7 条

第 8 条 (新, その 1)

・

・

第 3 章

第 13 条

第 14 条

第 15 条

第 4 章 (新)

第 16 条 (新)

第 17 条 (新)

第 18 条 (新)

第 5 章 (新) (旧第 4 章)

第 19 章 (新) (旧第 16 条)

第 20 条 (新) (旧第 17 条)

《改正内容》

- 第 8 条を再変更
→ (新, その 1)